

新見市建築確認手続等円滑化推進計画書

1. 推進計画書の趣旨

本計画書は、「建築行政マネジメント計画策定指針の改訂について（技術的助言）（平成27年2月20日付け国住指第4428号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組方針を定めるものである。

2. 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

（審査に要する平均所要期間を把握・分析（平成26年度受付分））

	事前審査		確認審査		合計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
審査に要する平均所要期間	18.8	8.7	3.3	3.3	22.1	12.0

※法第6条第1項第一号から第三号の建築物で構造適判が不要な物件を対象としている。

※構造適判とは、構造計算適合性判定をいう。以下、同じ。

※確認審査日数に消防同意審査日数を含めている。

- ・確認審査の実審査に要する平均所要期間は12日であり、概ね適切な期間内に審査できている。

(2) 確認審査の流れ

受付 → 確認審査 → 消防同意 → 確認済証交付

↑
適合判定通知書（又はその写し）※1

※1 構造適判物件の場合、平成27年6月1日に施行された建築基準法の改正により、建築主が構造適判を直接適判機関に申請し、交付された適合判定通知書を建築主事に提出することとなった。建築主事は、判定結果と自らの確認審査の両方の結果をもとに、建築主に対して確認済証を交付する。

(3) 確認申請から確認済証交付までに長期間を要している物件の把握・分析

- ・申請書の精度が低く、設計図書間の不整合も多いため審査に相当の日数を要している。
- ・これらの申請は、指摘事項が多いため、補正及び追加説明書の作成に相当の時間を要しており、また、補正及び追加説明書の提出の求めが複数回にわたっている。

(4) 確認審査の体制

- ・審査担当者2名で確認審査を行う。

(5) 事前相談

- ・申請前の計画段階においても法解釈等についての相談を受け付ける。

(6) ヒアリング

- ・指摘事項について、設計者等からの質問に適切に応じている。
- ・また、「追加説明書」での設計者等の説明内容の意図が不明確な場合には、必要に応じて設計者等に対してヒアリングを行い、認識を共有するよう配慮している。

(7) 審査担当者打ち合わせ

- ・全ての申請において審査内容の共有化を図るため打ち合わせを行う。必要に応じて当該物件の現地の状況についても確認をする。

(8) 長期間かかっているものの理由と対応

- ・不整合等が多数あり、追加説明・補正に時間を要している。設計者等に対し、申請前に設計者において事前のチェックを徹底するよう促している。

(9) その他、指摘事項のバラツキをなくすために工夫していること

- ・全ての審査指摘事項をデータ保存することで審査担当者間の指摘事項の情報共有化を図る。

(10) その他、確認審査に要する期間を短くするために工夫していること

- ・指摘事項の通知にあたって、電話及びFAXにより申請者（代理者）に対して迅速な連絡を行っている。

3. 建築確認審査の迅速化の目標設定

円滑な経済活動を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に、構造計算適合性判定を要する物件については、確認申請書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値※について短縮を目指す。

※「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうかを決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4. 建築確認審査の迅速化のための取組

従来、構造適判の手続きは、建築主から建築確認の申請を受けた建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）が指定構造計算適合性判定機関又は都道府県知事に構造適判を求め、構造適判により適合判定がなされた場合に限り、建築主事等は他の部分の審査結果と併せ、確認済証を交付することができることとされていた。

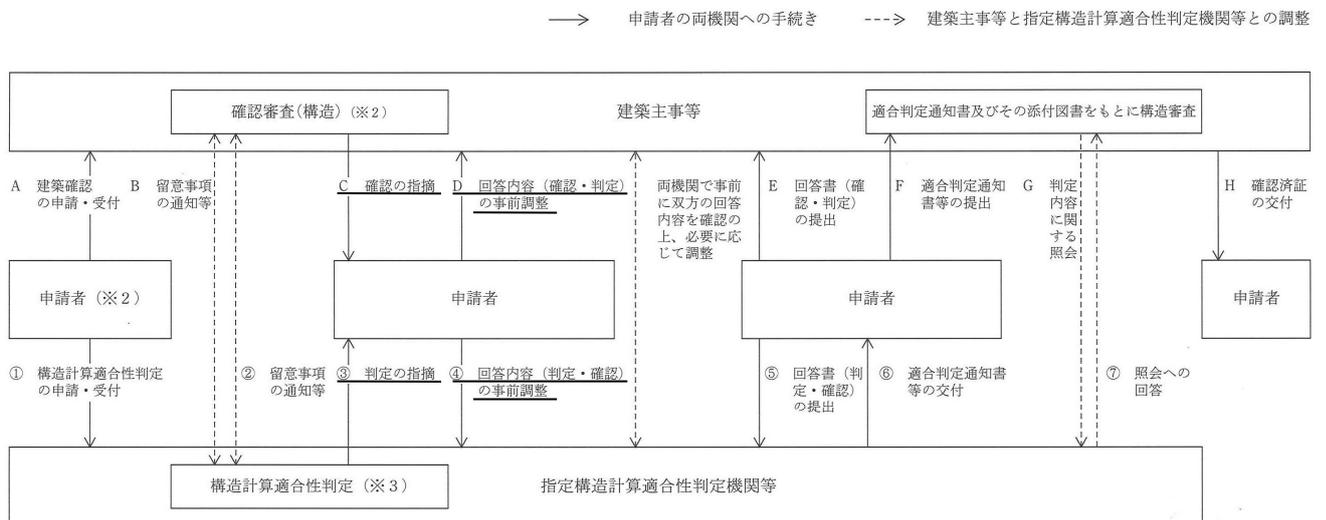
平成26年の建築基準法改正により、構造適判に係る手続きの合理化を図るため、構造適判を建築主事等の審査から独立させ、建築主が構造適判を直接申請できる仕組みに改められ、建築主が審査者や申請時期を選択できるようになった（平成27年6月1日施行）。これにより建築主事等は、この判定結果と自らの確認審査の両方の結果をもとに、建築主に対して確認済証を交付する仕組みに変更になった。

この改正により建築主は従来よりも早い段階で建築確認と構造適判の並行審査を求めることが可能となり、設計の手戻りが少なくなることが期待されるが、そのためには、申請者が責任

を持って、建築確認及び構造適判の申請図書の整合を図ることが必要となる。また、審査側においても、確認審査と構造適判の間で相互に調整しながら効率的に審査を進める必要がある。

以上をふまえ、適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査の迅速化のための取組についての方針を以下のように定める。

(図 構造審査の標準的な流れ)



※1 建築確認の申請書及びその添付図書と、構造計算適合性判定の申請書及びその図書は、申請者が責任を持って整合した図書を提出する必要がある。
 建築確認の申請と構造計算適合性判定の申請との申請時期がずれる場合は、申請者等の責任により、それぞれ最新版の図書を提出することが必要となる。
 ※2 建築主事等は、高度な工学的判断を要することのない範囲において、法令等に定める技術的基準の適合性（図書相互の整合性、解析法・算定式等、演算の適正さ、計算結果の法適合性）について審査を行う。
 ※3 指定構造計算適合性判定機関等は、工学的な判断が伴う各種数値等の設定、工学的な判断が伴うモデル化、適用解析法・算定式等、演算の適正さ（演算結果の信頼性）、再計算（認定プログラムを用いた場合）について判定を行う。

※建築確認と構造適判の申請が著しく乖離しない時期に行われ、審査が並行的に行われることを前提としている。

(1) 建築確認手続きの周知

- ・ 建築確認手続き及び法改正に伴う手続きの変更に係る周知を行う。
- ・ 構造適判の対象建築物の周知を行う。
- ・ 建築確認と構造適判の並行審査においては、申請者が責任を持って、建築確認及び構造適判の申請図書の整合を図る必要があることを周知徹底する。

(2) 確認申請書の受付時の審査の徹底

- ・ 申請書の受付時点で、①申請書に記載すべき事項が欠落していないか、②図書の整合性がとれているか、③法適合上、大きな問題がないか等を確認する。
- ・ 以下のような申請書は、適正なものとは認めないこととする。
 - i. 申請書に記載すべき事項及び設計図書に明示すべき事項等が大幅に欠落しており、建築計画が確定しているとは認められないもの。
 - ii. 設計図書間の不整合が多数あり、審査の実施が困難なもの。

(3) 審査方法（審査手順・申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

- ・ 補正や追加説明書の提出を求める場合にあっては、相当の期限を定めて補正等の書面の交付を行う。相当の期限は、概ね2週間以内とし、状況に応じて個別に設定するものとする。
- ・ 補正等の書面の交付、法定通知の交付、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。

- ・消防同意が必要な物件については、積極的に並行審査を行うこととし、消防部局と十分な調整や情報交換を行う。
- (4) 指定構造計算適合性判定機関との相互の情報交換等による連携の確保
- ・指針告示（確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号））に従って構造審査を行い、申請者に審査の指摘事項を連絡する際、指定構造計算適合性判定機関と双方の指摘事項を連絡するなど、必要に応じて調整する。（図の C, ③：確認の指摘）
 - ・申請者との間で、補正や追加説明書の申請図書等について事前調整を行う際、指定構造計算適合性判定機関と双方の指摘事項を確認し、必要に応じて調整する。（図の D, ④：回答内容（確認・判定）の事前調整）
- (5) 岡山県建築行政会議における意見交換の実施
- ・岡山県建築行政会議に参加し、県内特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との積極的な情報交換や意見交換を行い、建築確認手続きに係る問題点の検討や円滑化のための方策を協議し、円滑な確認審査の実施に努める。
- (6) その他確認審査手続の迅速化のための取組の実施
- ・建築主事は、物件毎の審査の進捗状況を適切に把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図る。

5. 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて具体的な取組方針を以下のとおり定める。

- (1) 物件毎の進捗管理
- ・建築主事は、円滑な確認審査の推進のため、確認図書を受付した時点から、物件毎の審査の進捗状況を適切に管理する。
 - ・審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。
 - ・毎月、各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数等を記録し、審査体制や審査方法に関する改善の余地の有無について検証する。
- (2) 審査担当者への指導等の取組方針
- ・審査担当者の審査技術向上のために、以下のような取組を行う。
 - i. 県内特定行政庁合同の審査担当者向けの勉強会に参加する。
 - ii. 審査担当者は、審査技術向上のため、計画的に講習会や研修会等に参加する。
- (3) 審査のバラツキ是正のための取組
- ・岡山県建築行政会議を定期的開催して確認審査に当たっての課題を持ち寄って検討し、必要に応じて運用基準を見直し、追加修正等するなど、運用の明確化を図る。また、日本建築行政会議の検討結果などを参考にして適切な運用を図る。

6. その他

- (1) 推進計画書の公表方法
- ・都市整備課のHPに掲載する。

以上